

おさえておきたい

基本判例

第5回

産業保健スタッフ必携!



運転中にくも膜下出血を発症した社員に対して、長期の過重業務が業務起因性を肯定できると認められ、業務上災害認定に疲労の蓄積も考慮されることとなった例

横浜南労基署長(東京海上横浜支店)事件

最最高裁第一小法廷 平成12年7月17日判決(労判785号6頁)
東京高裁 平成7年5月30日判決(労判683号73頁)
横浜地裁 平成5年3月23日判決(労判628号44頁)

安西法律事務所 弁護士 木村恵子

ポイント

本件は、運転業務に従事していた労働者が、運転中にくも膜下出血を発症(以下「本件発症」という)して休業したため、労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という)上の労災補償(休業補償給付)請求をしたのに対して、横浜南労基署長が、本件発症は業務上の疾病とは認められないとして不支給決定をしたことから、この決定の取消を求めた事案の最高裁判決である。

本判決で、最高裁は、長期の過重負荷がもたらす疲労の蓄積に着目し、一定の期間の恒常的な疲労がある場合には業務起因性を肯定できる場合があるという判断枠組みを示し、過重業務と本件発症との相当因果関係の存在を認めた。

この最高裁判決を受け、平成13年12月12日付で、厚生労働省労働基準局長より「脳血管疾患および虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(基発第1063号、以下「平成13年通達」という)が発出され、行政の業務上災害認定においても長期間にわたる疲労の蓄積の点も考慮されることとなった。災害認定の運用が変更される契機となった判決である。

事案の概要

1 当事者等

(1) 訴えた側

訴えた(原告)のは、支店長付き運転手として運転業務に従事していた者(以下「X」という)である。

(2) 訴えられた側

訴えられた(被告)のは、Xの本件発症は、業務上の疾病にあたらぬとして労災保険の不支給を決定した横浜南労基署長(以下「Y」という)である。¹⁾

2 Xの請求の根拠

本件発症は、Xが従事した過重な業務が原因であるから、労災保険法に基づく休業補償給付の不支給を決定したYの処分の取消しを求めた。

1) 労災保険法の保険給付は、被災者等が所轄の労基署長に対して請求し、同署長が支給・不支給を決定することとなっている。この決定に不服がある場合には、労災保険審査官への審査請求、さらに労働保険審査会への再審査請求という不服申立てをすることとなる。そして、審査会の裁決にも不服がある場合には、所轄労基署長を被告として、同署長のした不支給決定処分の取消しを求めることとなる。

3 事実関係の概要

Xの業務は、支店長車の運転という精神的緊張をとまなうものであった上、支店長の業務の都合にあわせて行われる不規則なものであり、拘束時間が極めて長く、Xの業務の性質および勤務態様に照らすと、その労働密度は低くはない。Xはこのような業務に相当長期間従事しており、特に、本件発症の約半年前以降の一日の平均の時間外労働は7時間を超える非常に長いもので、平均走行距離も長く、本件発症の前月は一日平均の走行距離も最高であった。本件発症の前月末から当月初旬にかけて断続的に6日間の休日があったものの、本件発症の前日は、早朝に出勤し、帰庫後も午後11時ごろまで車の修理をし、3時間30分程度の睡眠をとって午前5時少し前から当日の業務についた。そして支店長を迎えに行くため走行中に本件発症をした。

また、Xは、本件発症の基礎となり得る疾患(脳動脈りゅう)を有していた蓋然性が高い上、高血圧症が進行していたが、治療の必要の無い程度であった。

1審および2審判決

1 横浜地裁判決(1審)

本件発症は、精神的緊張の連続、不規則かつ長時間の勤務による肉体的疲労の蓄積等の過重な業務が負荷となり、基礎疾病をその自然的経過を超えて著しく増悪させたというべきであるから業務上の疾病というべきであるとして、Yの不支給決定処分を取り消した。

2 東京高裁判決(2審)

Xの労働日数は必ずしも多いとはいえ、労働密度も特段に高いとはいえないし、業務内容も格別精神的緊張をとまなうものであったとは認めがたいこと、さらに、発症直前の業務も格別過重なものとは認められず急激な血圧上昇を招いたとは認められない等として、業務起因性を否定し、原判決を取り消し、Xの請求を棄却した。

本判決の要旨

最高裁は、Xが、精神的緊張を伴い、不規則で拘束時間の長い業務に相当長期間従事してきたことに加え、特に約半年前からの業務は時間外労働時間も、平均の走行距離も長く、このような勤務の継続がXに

とって精神的身体的にかなりの負荷となり慢性的に疲労をもたらしたことを認めた上で、以下のように述べて、原審(2審)の判断を覆し、本件発症に業務起因性を認め、Yがなした不支給決定を取り消した(原判決破棄、控訴棄却)。

「上告人の基礎疾患の内容、程度、上告人が本件くも膜下出血発症前に従事していた業務の内容、態様、遂行状況等に加えて、脳動脈りゅうの血管病変は慢性の高血圧症、動脈硬化により増悪するものと考えられており、慢性の疲労や過度のストレスの持続が慢性の高血圧症、動脈硬化の原因の一つとなり得るものであることを併せ考えれば、上告人の右基礎疾患が右発症当時その自然の経過によって一過性の血圧上昇があればただちに破裂を来す程度にまで増悪していたとみることは困難というべきであり、他に確たる原因を見いだせない本件においては、上告人が右発症前に従事した業務による過重な精神的、身体的負荷が上告人の右基礎疾患をその自然の経過を超えて増悪させ、右発症に至ったものとみるのが相当であって、その間に相当因果関係の存在を肯定することができる。したがって、別表第1の2第9号にいう『その他業務に起因することの明らかな疾病』に該当するというべきである。」

ワンポイント解説

労災保険法は、「業務上の疾病」も、業務上災害として保険給付を行う旨を定めている。ここでいう「業務上の疾病」に該当するか否かは、労基法が「業務上の疾病」の範囲を命令で定めることとしていることから、労基法施行規則別表1の2に従って判断されることとなる。別表1の2は、「その他業務に起因することの明らかな疾病」(別表1の2第9号)も挙げている。そのため、業務上の過重負荷により脳血管疾患および虚血性心疾患等を発症した場合に同号に該当するかが問題となる。

この点に関する行政の認定基準は、従前は、発症前1週間以内に業務上明らかな過重負荷を受けたことを必要とする等限定的に解されてきたが、本判決を受けて発出された平成13年通達では、①発症直前から前日までの間において発生状態を時間的および場

所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したこと、②発症に近接した時期(発症前おおむね1週間以内)において、特に過重な業務に就労したこと、③発症前の長期間(発症前おおむね6ヵ月)にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したことについて考慮することとされた。さらに、発症前1ヵ月間の時間外労働がおおむね100時間を超える、または発症前2ヵ月ないし6ヵ月間に時間外労働がおおむね80時間を超える場合には業務と発症の関連性が強いとされている。

このような認定基準からすれば、従業員の健康管理のためには、日毎、週毎等の短期的な労働時間の管理のみではなく、半年程度にわたる継続的な労働時間の管理も重要であり、それらを通じて従業員に疲労が蓄積することのないように配慮することが必要であろう。